

解決できない多重債務（借金）問題はありません！ あきらめないで、相談してください！

現在、日本では200万人を超える人々が多重債務を抱えているといわれています。借金のきっかけは、無計画な買い物によるものや生活費の不足、病気や交通事故などさまざま、返済が行き詰まり、返済のための借金を始めると、利息が利息を生み、あっという間に雪だるま式に借金が増えてしまいます。

日々の取り立てに追われ、追い詰められてしまった結果、苦しみから逃れるために自殺してしまう人もいます。しかし、返済ができないからといって、早まって大切な命を捨てるなどと考えるはいけません。必ず法律による解決ができるので安心してください。

お金の悩みはなかなか家族にも相談できず、一人で苦しんでいる人が多いと思います。でも、相談が一日早ければ、借金をする前の健全な生活に戻れる日も一日早く来るのです。



相談については秘密が守られます。ひとりで悩まずに、勇気を出して相談してください。

多重債務

聞きたくても聞けなかった

Q&A

Q1



クレジットカードやローンなどの支払いができなくなりました。どうしたらよいでしょうか。

A1



そのまま放置するとカード会社やローン会社から督促が来ます。また、そればかりでなく約束の期限を過ぎた日からは遅延損害金といって、約束を守らなかったことに対するペナルティが加算され、返済額がふくらんでいきます。

そんなとき、返済のためにまた別の業者から借りてしまうと、たちまち借金は雪だるま式に増えてしまいますので、絶対に新たな借金を作ってはいけません。

「利息の引き直し計算」をするだけでだいぶ返済額が減る人もいます。

弁護士などの法律の専門家のアドバイスを受けて、厳しい取り立てを止めさせ、債務を整理しましょう。



知らないと損！「利息の引き直し計算」ってなに？

利息の上限については「利息制限法」と「出資法」でルールを定めています。

「出資法」で定める利息の上限

年利29.2%

「利息制限法」で定める利息の上限

年利15～20%

利息制限法は刑事罰がなく、借主が利息制限法の上限を超えた部分を任意に支払ってもよいと定めていたこともあり、貸金業者は年利29.2%ギリギリで貸していることが多いのです。あなたの借金を「利息制限法」で決められた利息に計算し直すだけで借金が減るだけでなく、借金がなくなったり、「払い過ぎていた分」を取り戻すことができる場合もあります。

なお、出資法の利息の上限も平成21年を境に利息制限法の上限（年利15～20%）に引き下げられます。

払わなくていい
利息があるなんて
知らなかった!



Q2



債務整理とは自己破産のことですか。

A2

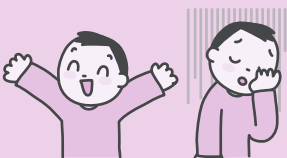


債務整理は借金を減らしたり、ゼロにしたりすることです。

自己破産もひとつの方法ですが、借金の額や収入などに応じて4つの整理方法(下表)があります。弁護士などと相談して自分にあった整理方法を選択します。

債務整理をすると信用情報登録機関に事故情報(いわゆるブラックリスト)として登録されるというデメリットはありますが、どの手続きも、法律の専門家の受任通知で取り立てがストップするので気持ちずっと楽になります。

4つの整理方法とは?

方法	どんなもの?	メリット	デメリット
①任意整理	返済方法について、裁判所を通さず貸金業者と話し合い、和解する方法です。個人で交渉することも可能ですが、弁護士か司法書士に委任することが多いようです。 【このようなケースに適しています】 ・借金の総額が比較的少ない場合 ・「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合	・当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能です。 ・引き直し計算により借金の減額が可能。 ・裁判所を使わないので、裁判所費用がかかりません。	・話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がありません。 
②特定調停	裁判所を通して貸金業者と話し合い、和解する方法です。 【このようなケースに適しています】 ・借金をしている貸金業者の数が少ない場合 ・「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合	・裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できます。 ・返済計画に強制力があります。 ・手続きが比較的簡単で、法律専門家を頼まずに自分でできるので、費用が安いです。	・借金をしているすべての貸金業者の合意を得る必要があります。 ・返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給料等が差し押さえられます。
③個人再生	裁判所が認めた計画にしたがって借金を返済します。基本的には、借金を減額してもらって3年間かけて分割で支払えば、残りの借金は免除されます。 【このようなケースに適しています】 ・借金をしている貸金業者の数や額が多い場合 ・給与などの安定した収入を得ている場合 ・住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合	・貸金業者が協力的でない場合でも整理が可能。 ・給料の差し押さえなどを止められます。 ・住宅を失わずに借金を解決できます。	・手続きが複雑なので費用と時間がかかります。 
④自己破産	裁判所を通じて借金の支払いを免責してもらいます。 【このようなケースに適しています】 返済の見込みがない場合 ただし、浪費やギャンブルで借金を増やした場合、財産を隠したり裁判所に提出する書類にウソを書いた場合などは免責されない場合があります。	借金が全額免除されます。 	・持ち家は売却・現金化処分をすることになるので手放さなければなりません。家財道具、99万円までの現金、貯金の一部などは自由財産として手元に残ります。 ・保険の外交員や警備員など、お客様の財産を扱う仕事を中心に一部の職業には一定の期間就くことができません。一般の会社員、公務員についてはそのまま仕事を続けることができます。

Q3



自己破産をすると戸籍や住民票に載ると聞いたのですが?

A3



これはウソ。免責までの期間、本籍地の役所にある「破産者名簿」に記載されますが、住民票や戸籍謄本などに「破産」と記載されるわけではないため、一般の人の目に触れるようなことはありません。

Q4



弁護士などに頼む費用が気がかりです。費用を用意できなければ債務整理はできないのでしょうか。

A4



下記のような無料の法律相談や弁護士費用の立て替え制度があります。

無料法律相談

(いずれも予約制)

①朝霞市 法律相談

朝霞市役所 2階 地域づくり支援課 ☎048-463-2648 (直通)
日時/水・金曜日 午前10時～正午、午後1時～3時

②埼玉県 県民相談総合センター

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第2庁舎1階 ☎048-830-7830
日時/火・金曜日 午後1時～4時

③埼玉弁護士会 法律相談センター(浦和) 多重債務の相談については無料。

さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 ☎048-710-5666
日時/月・水・木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
火・金曜日 午前10時～正午

④埼玉弁護士会 川越支部 法律相談センター 多重債務の相談については無料。

川越市宮下町2-1-2 福田ビル1階 ☎049-225-4279
日時/火～金曜日 午後1時30分～4時

法律扶助制度(弁護士費用の立て替え制度)

公的な機関である日本司法支援センター(愛称:法テラス)が実施している「民事法律扶助制度」を利用することで、収入の少ない方も費用を立て替えてもらい、毎月分割で支払うことができます。

利用するには、収入の上限などいくつかの要件があります。詳しくは法テラスへお問い合わせください。

問い合わせ/受付時間 月～金 午前9時～午後5時

法テラス埼玉(浦和) ☎050-3383-5375(代)

法テラス川越 ☎050-3383-5379(代)



Q5



ヤミ金融から借りてしまいました。利息が高くて払えません。

A5



ヤミ金融は違法です。ヤミ金融とは出資法で定められている29.2%の上限を超える利息で貸し付けしている貸金業者のことです。

多重債務者など、一般の貸金業者から借りられない人をターゲットにダイレクトメールなどで勧誘し、脅迫的な取り立てをしています。

「ヤミ金融被害対策埼玉弁護士団」へ相談しましょう。

☎048-836-3466 受付時間 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

ご利用ください



「こんなことで相談なんて…」とあきらめることはありません。購入や契約した商品の品質、サービスに対する疑問や苦情、訪問販売のトラブルなどについて、専門資格を持った消費生活相談員が相談に応じています。相談の秘密は守られています。

消費生活相談は、国や県でも行っていますが、市役所の消費生活相談はもっとも身近な相談室です。

相談日：毎週月～金曜日

午前10時～正午、午後1時～4時

場所：市役所2階 地域づくり支援課
市民相談係（消費生活相談）

電話：048-463-1111（内線2256）

契約に関する消費生活相談では、契約書やパンフレットなどのほか、担当者の名刺やセールストークで使われたメモなど、お手持ちの関係書類をできるだけそろえていただくと、相談員が正確な相談内容を知るために役立ちます。

また、「解約したい」「交換したい」といった意向を確認するためにも、契約当事者である本人が相談してください。本人が相談できない場合は、本人の承諾を得て、詳しい内容をお聞き取りください。

土曜、日曜に開設している相談窓口

(社)全国消費生活相談員協会

☎03-3448-1409

受付時間 午前10時～正午、午後1時～4時

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

☎03-5729-3711

受付時間 正午～午後5時

消費者団体の催し

朝霞市くらしの会 フリーマーケット

とき・ところ／2月23日(土)

午前10時30分～午後3時30分

産業文化センター1階ギャラリー

出店者を募集します

出店料／1人1区画(1.7m×1.7m) 1,000円

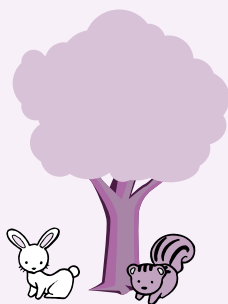
申し込み／往復はがきに、住所、氏名、電話番号を記入し、〒351-0007 朝霞市岡3-1-37 阿良田方「朝霞市くらしの会」まで郵送してください。

2月9日(土)までの消印が有効です。申し込みが多数の場合は抽せんとなります。

イベントの収益の一部を社会福祉協議会へ寄付させていただきます。

連絡先／阿良田

☎048-461-5074



くらしの豆知識 (2008年版)



をご活用ください



「くらしの豆知識」は、消費生活相談の事例などをもとに、くらしに役立つ知識・情報をわかりやすくまとめたハンドブック。市役所2階の地域づくり支援課および朝霞台出張所で無料配布しています。くらしの中の「知りたいこと」「確かめたいこと」の情報源としてご活用ください。

記事の紹介

「くらしの事故注意報」
「契約トラブル注意報」
など、安全に関する知りたい情報、確かめたい情報のほか、「ライフ＆マネープラン」、「長寿を生きる」、「くらしと情報通信サービス」など



▲くらしの豆知識 08表紙